

議案第96号

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和4年11月29日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を見直すとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

入間市国民健康保険税条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第21条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第2項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の入間市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。